

DX基礎研修（情報セキュリティ）実施業務 委託仕様書

1 委託業務名

DX基礎研修（情報セキュリティ）実施業務

2 目的

DX の取組を検討している中小企業に対し、DX に求められる情報セキュリティの向上を図るための研修を実施する。

3 委託契約期間

委託契約を締結した日から令和4年2月28日まで

4 委託業務の内容

別紙1（研修とフォローアップ内容）のとおり、DX 推進に向け情報セキュリティの向上に資する研修を実施し、受講企業へのフォローアップを実施する。

5 委託の範囲

- （1）管理運営：委託業務全体の管理運営、実績報告書の作成
- （2）事業実施：参加企業の募集、研修の企画・周知・実施、会場手配、アンケート対応等
 - ※対面集合式の場合は、感染防止策を講じること。
 - ※オンラインの場合は、参加企業へのオンライン接続等のサポートをすること。

6 委託金額

委託料の上限は3,000,000円（税込み）とする。ただし、フォローアップの費用は実績に応じた金額を支払う。

7 その他

- （1）本業務の履行に当たり、この仕様書、契約及び当財団の指示を遵守すること。
- （2）委託料については、原則として全事業の終了後、検収した上で支払う。ただし、個別研修時間は参加企業数によって異なるため、実績に応じた額を確定額として支払う。
- （3）受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできない。
- （4）受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2（個人情報取扱特記事項）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- （5）受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- （6）その他不明な点は、双方の協議により決定する。

別紙1 (研修とフォローアップ内容)

1. 概要

目 的	DXのためのITツール・サービス導入に伴った情報活用力とセキュリティの向上
日 程	令和3年10月～令和4年2月末
場 所	山口県内3か所（東部、中部、西部）
対 象	・山口県内に主たる事務所を有する中小企業者 ・大分類A（農業、林業）、大分類B（漁業）を除く業種
想定企業数	30社程度（10社×3回）

2. 内容

	研修	フォローアップ
狙 い	①情報セキュリティの必要性を知り、対応方法を知る。 ②クラウド等のITツール・サービスの選定方法を習得し、導入に際して必要な措置を講じる。	各社が選択した要素の事後課題を基に、個別にブラッシュアップする。
内 容	①最近の傾向、社内管理体制の構築方法等 ②ITツール・サービスの注意点、評価・比較ポイント、必要措置等	個別フォロー
時 間	1日（5時間程度）	参加企業各社2時間程度
場 所	県内会議室	参加企業 / オンライン
形 式	対面集合式	訪問 / オンライン
回 数	1回×3ヶ所	各社1回
そ の 他	・事前にフォローアップ要素を3つ程度決定し、それぞれの事後課題を準備しておく。 ・研修時に、参加企業にフォローアップ希望を確認し、各社1要素を選択させる。	・フォローアップまでに、参加企業に事後課題を提出させる。

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、形式を変更する可能性あり。

別紙 2 (個人情報取扱特記事項)

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう